

三重県立一志病院患者給食業務委託

企画提案コンペ参加説明書

1 企画提案コンペの目的

患者給食業務を委託する業者は、病院給食業務に実績があり、栄養管理、調理技術、安全衛生管理等に関する教育を積極的に行っている意欲的な業者で、かつ、病院給食の意義や目的を理解できるよう教育を徹底している業者でなければなりません。また、その経営状態も安定していなければなりません。

患者給食業務を委託するにあたっては、上記のような優良な業者を選定することが不可欠であり、受託事業者の選定については、企画提案コンペ方式によって広く提案を募集し、総合的な選考によりこの業務の遂行に最適な受託事業者を決定することとします。

2 業務の内容

- (1) 名称 三重県立一志病院患者給食業務委託
- (2) 事業の内容 仕様書のとおり。委託業務に関して企画提案してください。
- (3) 履行場所 三重県津市白山町南家城616 三重県立一志病院内
- (4) 事業の期間 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで
- (5) 委託費 総額88,766,700円を上限とする。
(消費税及び地方消費税を含む)

3 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合する事業者であること。
- (7) 過去5年以内に三重県内で同規模以上の病院（80床以上）の患者給食業務を受託している事業者であること。
- (8) 現場説明会に参加していること。

4 企画提案コンペの参加者に必要な書類及び提出期限

企画提案コンペに参加を希望する者は、次の(1)から(7)に示す証明書等を、令和7年2月7日（金）13:00までに、6(1)の場所に提出しなければなりません。また、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、企画提案コンペの参加資格確認審査の結果については、令和7年2月12日（水）までに通知します。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- (2) 次に掲げる書類
 - ア 法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書（商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの）の写し
 - イ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (5) 3(6)に適合していることを証明する書類一式。ただし、一般財団法人医療関連サービス振興会が行う「医療関連サービスマーク制度」の認定を受けている事業者については、認定証の写し
- (6) 過去5年以内に、三重県内で規模を同じくする病院（80床以上）の給食業務に関する契約を締結している者であることについて確認できる書類（第2号様式）
- (7) 支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）。

5 提出を求める企画提案書及び提案説明について

上記5の企画提案コンペ参加資格確認審査の結果を受けた後、次の(1)に示す企画提案書を令和7年2月19日（水）13：00までに6(1)の場所に提出してください。

(1) 企画提案書

提出を求める企画提案書については、「三重県立一志病院患者給食業務委託事業者選定基準」を参照して下さい。

※最優秀提案者決定の評価基準は以下のとおりです。

（詳細は、「三重県立一志病院患者給食業務委託事業者選定基準」によります。）

- (1) 基本理念
- (2) 人員配置・組織
- (3) 衛生管理
- (4) 献立
- (5) 食材の調達
- (6) 危機管理
- (7) 教育・研修
- (8) 業務遂行能力・受託実績
- (9) 見積金額
- (10) その他の提案

※提案内容は、別添「三重県立一志病院患者給食業務委託仕様書」を遵守したものとしてください。

※提出された企画提案書類は返却いたしません。また、三重県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、開示対象となります。

(2) 企画提案説明について

上記(1)の企画提案書に基づき、各社15分以内（質疑応答時間を除く）で説明を行ってください。

6 企画提案コンペ手続きに関する事項

(1) 担当部局および書類等提出先

住 所 〒515-3133 三重県津市白山町南家城616

担 当 三重県立一志病院 運営調整部 尾方

電 話 059-262-0600

F A X 059-262-3264

(2) 現場説明会

日 時 令和7年1月22日(水) 14:00~15:30

令和7年1月29日(水) 14:00~15:30

場 所 三重県立一志病院 病棟1階 給食室

備 考 厨房を見学するため、白衣を持参してください。

現場説明会参加予定の事業者は事前にご連絡ください。

コンペに参加される事業者は必ず現場説明会にご出席(いずれか1日)ください。

(3) 参加資格確認申請書及び資格審査書類の提出期限及び場所

日 時 令和7年2月7日(金) 13:00まで

場 所 (1)の場所

部 数 1部

(4) 企画提案書及び見積書、見積内訳書の提出期限及び場所

日 時 令和7年2月19日(水) 13:00まで

場 所 (1)の場所

部 数 8部(正本1部、副本7部)

備 考 正本は、代表者印を押印したものを提出してください。

(5) 企画提案説明会(プレゼンテーション)の日時及び場所

日 時 (仮)令和7年2月21日(金) 午後

※プレゼンテーションの開始予定時間は別途連絡します。

場 所 三重県立一志病院 診療棟2階 会議室

備 考 プレゼンテーションの際は、必要があればパソコン等は持参してください。
プロジェクター、スクリーンは要望があればお貸しします。

7 企画提案書の審査及び受託者の決定

- ・ 企画提案書及び提案説明の審査は、三重県立一志病院患者給食業務選定委員会の委員7名が、三重県立一志病院患者給食業務委託事業者選定基準に示す観点から総合的に審査を行います。
- ・ 企画提案コンペの結果、三重県立一志病院患者給食業務選定委員会において、最優秀提案者と判断された者と協議のうえ、委託契約を締結します。

8 契約に関する事項

- ・ 契約事項を示す場所は、上記2(3)の場所とします。
- ・ 契約保証金は、見積金額の100分の10とします。
ただし、三重県病院事業庁会計規程(平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号)第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- ・ 契約書は2通(保証人のある場合は3通)作成し、当事者が各自1通を保有します。
なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税等を内書で記載するものとします。
- ・ 契約書の作成に要する経費は全て受託者の負担とし、変更契約についても同様とします。

- ・ 最優秀提案者決定から受託者決定までの間に三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）に基づく落札資格停止の措置を受けた者又はその者を含む共同体は、落札者としません。
- ・ 監査及び検査は契約条項の定めるところにより行うものとします。
- ・ 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約した委託業務が完了し、検査に合格した後、適切な請求書を受理した日から30日以内に、指定された口座へ振り込むものとします。
- ・ 受託者は必要であれば、概算払いの請求を行うことができます。その際検査に合格した後、適切な請求書を受理した日から30日以内に、指定された口座へ振り込むものとします。

9 業務実施上の留意点

(1) 個人情報の保護

ア この契約による事業の実施に際して、事業者が個人情報の処理等を行う場合は、三重県個人情報保護条例に基づき、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとし、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければなりません。

イ 三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため十分に留意すること。

(2) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除及び不当介入に対する措置

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(Ⅰ) 断固として不当介入を拒否すること。

(Ⅱ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

(Ⅲ) 発注所属に報告すること。

(Ⅳ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行なうこと。

イ 契約締結権者は、受注者がア(Ⅱ)又は(Ⅲ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書の作成を要します。
- (3) 提案に要する経費については、各提案者の負担とします。
- (4) 本委託事業の仕様及び企画提案に関する疑義、確認等は、令和7年1月31日（金）17：00までに、別紙「質疑応答票」により行なうものとします。（FAX可。ただし回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせいたします。）
- (5) 当院では、仕様内容の品質を実質的に保障するため、サービスレベルの基準を設定して

います。その基準を達成できなかった場合には、委託料を減額することがあります。

(6) その他必要な事項は、「三重県病院事業庁会計規程」に規定するところとします。